

## 部活動に係る活動方針

京都府立南丹高等学校

### 1 部活動の意義

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し活動を実践したりする中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

### 2 本校の部活動の目的

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人ひとりの生徒が学校に軸足を置いた生活となるよう、生徒に積極的な部活動への加入、参加を求める。

部活動をとおして、一人ひとりの生徒が学級や学年の枠を超えた仲間や教職員（顧問）等との密接に触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、より良く生きるための社会性、人間性を育むとともに、部活動が生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

### 3 設置部活動

〔体育系〕 陸上競技、硬式野球、サッカー、ソフトボール、男女バレーボール  
男女バスケットボール、男女バドミントン、卓球、男女ソフトテニス  
剣道

〔文化系〕 科学、E S S、茶道、美術、吹奏楽、書道、簿記、演劇、ボランティア  
工学クラブ、放送

### 4 活動時間、休養日の設定

#### (1) 活動時間

- ・ 合理的でかつ効率的、効果的な活動を行い、原則として長くとも平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、施設割当や公式大会に向けた練習試合、リハーサル等の状況により、必要に応じて土・日曜日及び祝日の午前・午後の連続した活動を認めるものとする。
- ・ 長期休業中の活動については、土・日曜日及び祝日の活動に準ずる。

#### (2) 休養日

- ・ 休養日は、週当たり1日以上設定することとする。
- ・ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

- ・ 長期休業中の休養日については、生徒、教職員ともに十分な休養を取れるよう、計画的に休養日を設けることとする。

## 5 活動計画

部活動は、「生徒の学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員（顧問）等は適切な活動計画を作成するものとする。

- (1) 1年間を試合（発表）期、充実期、休息期等に分けて計画を立てるとともに、参加する大会や発表会を精選する。
- (2) 活動計画の作成に当たり、指導に当たる教職員（顧問）等は、活動方針や目的、目標等を明確にした上で、主体となる生徒との意見交換や協議を行い、長・中・短期的目標を立案し、年間、月間目標を作成する。

## 6 適切な指導と安全管理

部活動については以下の点に留意し、生徒が安心して活動できるよう人格や人間性を尊重するとともに、怪我や事故の防止に努めること。

- (1) 生徒の心身の発達や健康に留意し、計画的・科学的な活動をすること。
- (2) 体罰やハラスメントを根絶すること。
- (3) 施設、設備、用具等を定期的に安全確認し、事故の未然防止に努めること。
- (4) 熱中症等の体調変化及び落雷等の急激な気象変化に留意すること。

## 7 部活動指導員・外部指導者の活用に関する留意事項

部活動指導員・外部指導者においては、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校や顧問との連携を深め、相互に情報共有しながら指導することとする。

〔部活動指導員〕

部活動指導を総括し、生徒への直截な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる。

〔外部指導者〕

校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

## 8 その他

- (1) 活動方針や活動計画のほか、日頃の活動の情報提供をするなど、過程や保護者との連携を十分に図ること。
- (2) 部費を徴収する場合は、保護者の理解のもと適正に管理・処理をすること。また、年度末等には保護者に会計報告をすること。